

令和6年3月三種町議会定例会会議録

令和6年3月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	工 藤 一 嗣	企 画 政 策 課 長	加 藤 登 美 子
税 務 課	長	後 藤 一 家	町 民 生 活 課 長	荒 川 浩 幸
福 祉 課	長	清 水 眞	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課	長	小 玉 賢 一	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課	長	児 玉 憲 一	上 下 水 道 課 長	嶋 田 修 一
琴 丘 支 所	長	鎌 田 誠	山 本 支 所 長	石 井 透
会 計 課	長	皆 川 和 華 子	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 事	畠 山 夏 海		

一、本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|----------|--|
| 第 1 | 議案第 4 号 | 令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について |
| 第 2 | 議案第 5 号 | 令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について |
| 第 3 | 議案第 6 号 | 令和 5 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について |
| 第 4 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について |
| 第 5 | 議案第 8 号 | 令和 5 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について |
| 第 6 | 議案第 9 号 | 令和 5 年度三種町水道事業会計予算の補正について |
| 第 7 | 議案第 10 号 | 令和 5 年度三種町下水道事業会計予算の補正について |
| 第 8 | 議案第 11 号 | 三種町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 12 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第 13 号 | 三種町空家等の適正管理に関する条例の制定について |
| 第 11 | 議案第 14 号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第 15 号 | 三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第 13 | 議案第 16 号 | 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 14 | 議案第 17 号 | 三種町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部改正について |
| 第 15 | 議案第 18 号 | 三種町立農業用大型ハウスの設置及び使用料徴収に関する条例の一部改正について |
| 第 16 | 議案第 19 号 | 三種町水道事業給水条例の一部改正について |
| 第 17 | 議案第 20 号 | 三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 第 18 | 議案第 21 号 | 三種町介護保険条例の一部改正について |
| 第 19 | 議案第 22 号 | 三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第 20 | 議案第 23 号 | 工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復旧事業 12－103 号ほか工事） |
| 第 21 | 議案第 32 号 | 財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材） |
| 第 22 | 議案第 24 号 | 令和 6 年度三種町一般会計予算について |
| 第 23 | 議案第 25 号 | 令和 6 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について |
| 第 24 | 議案第 26 号 | 令和 6 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第 25 | 議案第 27 号 | 令和 6 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について |

- 第 2 6 議案第 2 8 号 令和 6 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第 2 7 議案第 2 9 号 令和 6 年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第 2 8 議案第 3 0 号 令和 6 年度三種町水道事業会計予算について
- 第 2 9 議案第 3 1 号 令和 6 年度三種町下水道事業会計予算について
- 第 3 0 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 第 3 1 陳情第 2 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情
- 第 3 2 陳情第 3 号 「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する陳情書
- 第 3 3 陳情第 4 号 三種町農業委員会の改革について（陳情書）
- 第 3 4 発委第 1 号 「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に関する意見書について
- 第 3 5 議員派遣の件
- 第 3 6 閉会中の継続調査の件
- 第 3 7 発議第 1 号 加藤彦次郎議長に対する問責決議について

議長 加藤彦次郎は、令和 6 年 3 月 1 5 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1．議案第 4 号「令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 号「令和 5 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第５号「令和５年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第５号「令和５年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

日程第３．議案第６号「令和５年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第６号「令和５年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第７号「令和５年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第7号「令和5年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第5．議案第8号「令和5年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第8号「令和5年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
日程第6．議案第9号「令和5年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 9 号「令和 5 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 10 号「令和 5 年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 10 号「令和 5 年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 11 号「三種町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 11 号「三種町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 9．議案第 12 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 12 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10．議案第 13 号「三種町空家等の適正管理に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 13 号「三種町空家等の適正管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11．議案第 14 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 14 号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 15 号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 15 号「三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 16 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 16 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 17 号「三種町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 17 号「三種町赤ちゃん誕生祝金支給条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 18 号「三種町立農業用大型ハウスの設置及び使用料徴収に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 18 号「三種町立農業用大型ハウスの設置及び使用料徴収に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

日程第１６．議案第１９号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第１９号「三種町水道事業給水条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

日程第１７．議案第２０号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第２０号「三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

日程第１８．議案第２１号「三種町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 2 1 号「三種町介護保険条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 9．議案第 2 2 号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 2 2 号「三種町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0．議案第 2 3 号「工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復旧事業 1 2－1 0 3 号ほか工事）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 2 3 号「工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復

旧事業１２－１０３号ほか工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

日程第２１．議案第３２号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、本日追加提出いたしました、議案第３２号「財産の取得について」ご説明いたします。

本件は、令和６年度より使用される小学校教科書の改訂に伴い、教師用教科書・指導書等を購入するものであります。

契約の相手方は、能代市の合資会社一長堂、代表社員、嶋田マサ氏で、契約金額１，５１９万９８円。納入期限を令和６年３月２９日とする購入契約を締結するものであります。

以上が議案の概要でありますので、議員の皆様には議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（加藤彦次郎）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第３２号「財産の取得について（小学校教師用教科書・指導書・指導用教材）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

日程第２２．議案第２４号「令和６年度三種町一般会計予算について」から日程第２９．議案第３１号「令和６年度三種町下水道事業会計予算について」までを一括議題とします。

初めに、予算特別委員長より審査報告を求めます。予算特別委員長。

予算特別（伊藤千作）

委員長 予算特別委員会に審査を付託された令和6年度当初予算議案については、3月6日及び13日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

議案第24号「令和6年度三種町一般会計予算について」から、議案第31号「令和6年度三種町下水道事業会計予算について」までの8議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、議案第24号については、少数意見の申出があり、1人以上の賛成がありましたので、これを留保しております。

以上で報告を終わります。

議長（加藤彦次郎）

予算特別委員会の審査報告を終わります。

次に、少数意見の報告を行います。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

それでは、少数意見を報告いたします。

3月13日の予算特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、三種町会議規則第75条第2項の規定により報告します。

議案第24号「令和6年度三種町一般会計予算について」。

意見の要旨。

計画開始から3年で工事費が約2倍に膨れ上がった一方、生徒数は開校後10年で半分以下に減ることが明らかであり、このままでは、将来世代に過大な負担を強いることになりかねない。水害や新たな土砂災害警戒区域該当箇所により、学校の安全性にも大きな懸念が生じている。厳しい工期が延びれば、財源が確保できず、さらなる町民負担が心配される。

よって、学校建設は、少子化対策の成果を十分に見極めた上で行うべきである。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

以上で少数意見の報告を終わります。

議案第24号「令和6年度三種町一般会計予算について」に対しては、清水欣也議員ほか1名から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

提出者の説明を求めます。清水議員。

10番（清水欣也）

私から、修正動議の提案理由を説明いたします。

統合中学校建設は、一度ここで立ち止まって、これを見直すべきだというのが理由の結論であります。

このたびの建設事業というのは、建設場所、それから統合時期に、あまりにもこだわり過ぎた。あまりにも急ぎ過ぎた。その結果、当初計画より敷地の狭さ対策、それから危険防止、これに多額の費用が必要になってしまいました。それは私は10億円以上と試算をしております。

令和３年度に３０億円で始まりましたこの建設計画、今や５８億円とほぼ２倍に膨れ上がってまいりました。これまでの経費を含めると６０億円を既に突破をしております。一方で、少子化は急激に進んでおります。開校時約２５０名生徒数がいましたけれども、今後１０年で半分以下の１００名に減ることが明らかであります。

結果的に、その費用効果の低下から生じる財政負担が住民に重くのしかかっていくことが想定されるわけであります。水害や新たな土砂災害警戒区域該当箇所も増えました。学校の安全性に大きな懸念が生じているわけであります。

さらに、工期が心配であります。遅れた場合は、財源確保をどうするかという問題が新たに生じてまいります。こういう問題というのは、もう既に当初計画から懸念をされていたものであります。その顕在化は、ある意味、当然の帰結であります。

三種町においては、今、少子化対策を町政の最重要課題と、そういうふう位置づけて様々な施策を展開しているわけですが、統合中学校の建設は、これらの施策の成果を見極めた上で、現中学校体制のぎりぎり維持すると。これは伊藤議員の考え方と同じであります。そこまで持ちこたえる。または小中併設を検討する。もしくは、現予算、今の予算の大幅な削減を図る。そういう方策を選択することが、我が三種町の将来にとって最も賢明な進め方だと思います。

よって、一度立ち止まって、この計画を精査する。そのために、令和６年度の一般会計予算から、建設関連予算を減額することを要求するものであります。

以上であります。

議長（加藤彦次郎）

清水欣也議員の提案理由の説明を終わります。

議案第２４号に対しては、修正の動議が提出されていますので、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

次に、修正案に対する討論を行います。討論ありませんか。４番、平賀議員。

４番（平賀 真）

私は、議案第２４号「令和６年度三種町一般会計予算に関する修正案」に対し、反対の立場から討論いたします。

これまでの議会全員協議会に示された統合中学校整備計画は、指摘された箇所などへも的確に改善が図られ、全体配置計画も提示されています。統合中学校建設は、児童生徒、保護者及び町民の切なる願いであり、早期に工事着工すべきものと考えます。

提出された修正案は、統合中学校施設整備計画に係る必要予算を削除することにより、生徒の学校生活の安全性を阻害することとなるものであり、町が提案した予算は、事業を推進していくためには必要不可欠な予算であることから、修正を認めることはできないものであります。

以上のことから、当局提出予算は、いずれも適正な予算措置であり、修正案については反対いたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

賛成討論はありませんか。8番。

8 番 （ 森山大輔 ）

それでは、予算修正案に賛成の立場から討論いたします。

修正案に賛成です。原案反対です。

まず最初、初めにまず予算額が膨れ上がっていると。この膨れ上がり方が、多少の膨れ上がり方ではない。もう既に当初計画からすれば倍に近いということは、その時点でやっぱりどうするのかということを今立ち止まって考えるというのが常識的な判断だと考えます。

さらに、その中で、この間想定以上に子供の数が減っている。本年度などは、まだ20人強しか生まれていないはずです。これが10年後の1年生になるわけです。そういった状況を鑑みれば、今このまま進めれば、いずれこの過大な投資をした中学校が十分に活用されない状況に近い将来に発生する。それを担っていくのは、それこそ今の子供たちが、その部分を引き受けなければいけない、そういうものを我々は次の世代に残すべきではないと思います。

あわせて、その危険対策についても、昨日の一般質問でも伺いましたが、土砂、水害対策です、これで子供たちの安全が十分に図られるという確証がまだ得られておりません。ソフト的な対策のみということでございます。

さらには、土砂災害警戒区域、校地内にはないという説明であったものが、最近になってそれが見つかっていると。危険性のほうは高まっている。これについても十分に検証して、安全性を確認した上で、この計画を改めて進めるべきであって、今まず一度立ち止まって再検討するべきであると思います。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

修正案に対する反対討論はありませんか。6番。

6 番 （ 遠藤勝昭 ）

じゃ、私のほうから修正案に反対の立場で討論させていただきます。

議案第24号「令和6年度三種町一般会計予算に関する修正案」に対し、反対の立場から討論いたします。

統合中学校に関しては、令和8年度の開校に向け、これまで町民、保護者、生徒、教育関係者など多くの方々から意見をいただき、慎重に検討、協議を重ね、校名も三種中学校に決定しております。

少子高齢化時代を迎え、将来に向け子供たちの教育環境については、我々が道筋を付けていかなければなりません。これまでの協議の中で出された課題の改善も図られ、安全に通学、安心して勉強や部活動に励める環境を整えることが、我々に課せられた責務だと思っております。

今議会に提出された統合中学校関係予算は、中学校の施設整備を進めていく上で適切なものと考えております。

よって、提出された一般会計予算の修正案には反対いたします。

以上です。

議 長 (加藤彦次郎)

修正案に対する賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ほかに反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第24号「令和6年度三種町一般会計予算についてに対して提出された修正案」について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は修正案に反対とみなします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

ご着席ください。

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」から議案第31号「令和6年度三種町下水道事業会計予算について」までを一括して採決します。

本7件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第25号から議案第31号までの7件は原案のとおり可決されました。

日程第30. 陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求

める意見書」の採択を求める陳情書」から日程第34．発委第1号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する意見書について」までを一括議題とします。

陳情付託委員会より審査報告及び説明を求めます。

初めに、総務常任委員会より審査報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任（伊藤千作）

委員長 それでは、総務常任委員会に付託された陳情については、3月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第2号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」については、労働者の適正な賃金の確保等、その趣旨には一定の理解を示すが、法的課題、行政側の体制整備、事業者側の体制整備等、実現の可能性は低いと判断し、趣旨採択とすべきものと決定しました。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長（加藤彦次郎）

総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より審査報告等を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設（高橋 満）

常任委員 産業建設常任委員会に付託された陳情については、3月6日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

長

陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、最低賃金1,500円以上への引上げについて、県内企業の経営状況を鑑みるに、現実的ではないと判断し、不採択とすべきと決定しました。

続いて、陳情第3号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書」については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第4号「三種町農業委員会の改革について（陳情書）」については、地方自治法、その他の法令において、地方議会には町への勧告権は付与されていないものであるため、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、採決すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第1号として、「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する意見書について」は、提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 (加藤彦次郎)

産業建設常任委員長の報告等が終わりました。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で産業建設常任委員会の審査報告等を終わります。

初めに、陳情第1号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。8番、伊藤議員。

9 番 (伊藤千作)

この陳情は、委員会では不採択となっておりますけれど、今日本は、失われた30年と言われ、成長できない日本と言われております。これは賃金が全然上がらないことが大きな原因となっております。

今この陳情の趣旨は、最低賃金法の改正と、中小企業に支援の拡充を求める、この両方でありますので、これらをやっぱりきちっとやっていくということが今後必要だろうと思います。

ですから、この陳情は採択すべきものだとは私は考えます。

以上です。

議 長 (加藤彦次郎)

原案に対して反対の討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。採択すべきと考える方は起立ください。

それでは、本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

ご着席ください。

起立少数です。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は、趣旨採択ですので、原案に賛成者の発言を許

します。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第2号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」を採決します。

まず、本件に対する委員長報告の趣旨採択について起立によって採決します。

なお、起立しない場合は趣旨採択に反対とみなします。本件を趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第2号は、趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第4号「三種町農業委員会の改革について（陳情書）」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

起立なしです。よって、陳情第４号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、発委第１号を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第１号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する意見書」についてを採決します。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

日程第３５．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第３６．閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第７４条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第３７．発議第１号「加藤彦次郎議長に対する問責決議案について」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、私、加藤彦次郎は退席します。

（ 加藤彦次郎議員退席 ）

副 議 長 （ 成田光一 ）

議長が退場したため、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長が議事を行います。

ただいまの出席議員数は１４名であり、定足数に達しております。

会議を続行します。

提出者の説明を求めます。7番、児玉儀広議員。

7番

(児玉儀広)

決議文を読み上げます。

加藤彦次郎議長に対する問責決議。

加藤彦次郎議長は、令和4年6月9日の就任に当たり、議会運営等に当たっては、中立公正に職務を遂行すると公正指導を表明した。そのため、議長としての振る舞いを注視してきたが、議長就任から2年近い期間を経ても、自分の発言を体現することなく、一部の議員に不信感を抱かせ続けている。

以下、議長の偏向指導または職務怠慢と判断した行為について列挙する。

1、三種町議会会議規則は、会議における発言は簡明に行うことや、質疑では討論のような賛成反対を述べることにについて禁止している。しかし、これまでに行われた議長の注意は、誰が発言したかによって偏りが多く、とても中立公正とは言えない。

2、令和5年9月議会定例会において、議員の懲罰が議決され、当該議員は出席停止となった。その後、議長は当該議員に反省、謝罪、再発防止など述べさせる場（議員懇談会等）を設けるなどの対応を行っておらず、適正な指導に努めていない。

3、三種町議会運営基準は、議長は欠席届の理由に正当性がないと判断したときは、議会運営委員会に諮問することを定めている。しかし、令和5年9月26日の議員研修会に対して、欠席届が提出された際は、これを怠り、議長が独断で欠席届を提出した議員へ、欠席届の理由は認められない旨の連絡をしている。

4、他方では、議長は自身の議長公務の欠席理由には甘い対応をしている。議長は、町のメインイベントであるサンドクラフト総会及び森岳歌舞伎後援会総会について欠席しているが、その当日にほかの公務が重なったわけでもなく欠席しているということは、議長公務に対して個人的にえり好みしているものと見受けられる。

三種町議会委員会条例は、特別委員会の委員が辞任しようとするときは、閉会中においては、議長が許可できることを定めている。一部の議場改修調査特別委員は、令和5年11月30日付で議長に辞任願を提出し、残念ながら、そうするしかなくなったという経緯を説明したものの、議長は、その心情に寄り添うことなく、不許可の決定をしている。

6、また、議長は辞任願の提出に至った経緯について、当該委員会の全員に聞き取り調査を行っているが、聞き取りした内容から不許可とするのに都合のいい部分のみを切り取った上で、辞任願を提出した委員に伝えており、不許可ありきで、誠意ある対応に努めていない。

7、令和5年12月6日の議会運営委員会をきっかけに、議員間の不和が表面化しても、なお、これを放置している。

令和6年6月に三種町議会議員の任期が折り返すに当たり、三種町議会は、加藤彦次郎議長に対し、公平公正な議会運営が求められる議長の職責を自覚するよう猛省を促し、そして議会内の調和のために汗水流されることを願い問責する。

以上、決議する。

令和6年3月15日。

秋田県三種町議会。

副議長（成田光一）

7番の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

加藤彦次郎議長に対する問責質疑の理由、発議第1号の別紙なんですけれども、そこに様々なことが書いてあるんですけれども、具体的に質問します。

1の1で、議長の注意は誰が発言したかによって隔たりが多く、とても中立公正とはいえないというふうな理由が書かれております。じゃ、具体的にどのような発言をして、それがどのような隔たりが多かったかと質問しますけれども、回答をお願いします。

副議長（成田光一）

7番、児玉議員。

7番（児玉儀広）

今ここで、そのことに対して細かく説明するところではないと思います。

以上です。

副議長（成田光一）

1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

それが問責決議の理由になっているんでしょう。理由になっているということは、そこら辺をみんなに全体に明らかにしなければ理由にならないじゃないですか。説明が必要なんじゃないですか。そういうふうに書いてあるということは。

副議長（成田光一）

7番。

7番（児玉儀広）

先ほど申し上げましたとおり、偏りが多く、とても中立公正とは言えないということです。

副議長（成田光一）

1番。

1番（畠山勝巳）

それを具体的に言ってもらわないと、我々は納得できないですよ。いずれにしても、それが説明できないとなったら、この文面は取り消すべきでない

ですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

先ほども申しましたとおり、書いているとおりでございます。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

書いているとおりと言うけども、じゃ何でも書けば、どんなことでも書けば書いてるとおりと。それで説明できるんですか。ここは三種町議会ですよ。議会でそんないいかげんなことを言ってもいいんですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

この場で、細かく説明することは避けたいと思います。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

具体的に誰が発言した。その細かいことを、その事実を我々に明らかにしてもらわないと、我々は判断できないでしょう、事実を。事実を明らかにできないということなんですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

いつ、誰が何をしたか。いつ、誰が、何かにしたという細かい詳細は避けたいと思います。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

細かい詳細は避けないと。この細かい詳細が事実なんですよ。事実じゃないんですか、それ。事実をこの場で明らかにできないということですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

事実であります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

事実だったら明らかにしてくださいよ。明らかにできないことを事実だと言って、議会でそういうふうなことを追求することができると思っているん

ですか。それで通っているんですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。（「議事録を確認してください」の声あり）

7 番 （ 児玉儀広 ）

それについては、後で議事録を確認してください。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

あなた提案しているんでしょう。事実を確認した上で提案したんでしょう。それをまた事実を、確認した事実を言うことができないということなんですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

細かい詳細につきましては、議事録を見てください。

副 議 長 （ 成田光一 ）

暫時休憩します。

午前 11 時 06 分 休 憩

午前 11 時 09 分 再 開

副 議 長 （ 成田光一 ）

着席をお願いします。

7 番、児玉議員。

7 番 （ 児玉儀広 ）

少なくともこの偏りが多いということは、多いと感じている議員は、私のほかに6名いるので、そう感じていることは確かであります。それで、今は資料を持っていないんですけれども、具体的なことを示す資料を持っていないんですが、例えば例といたしまして、昨日の一般質問でも時間いっぱいというか、時間をオーバーしていても、止めることなく一般質問を続けたと、そういった細かい積み重ねが、やはりこの7人の不信感につながっていていると思いますので、そのようなことです。

副 議 長 （ 成田光一 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

私が質問しているのは、誰が発言したかということです。第一に、全体的なことじゃないですよ。だからそこら辺に答えてくださいというふうに質問をしているんですよ。

それと次に、3つ目に。

副議長（成田光一）

ちょっと待ってください。1番、今までの質疑、質問とはまた別の内容ということ、今までののはそれで質問としては終わるということによろしいですか。（「まともな回答が来ないので、まず、次の質問に移りたいと思います。いいですか」の声あり）

じゃ、次の質問をどうぞ。1番。

1番（畠山勝巳）

それからあと、4に、当日の議長の欠席理由について問いただしているんですけども、これはその他、その当日に他の公務が重なったわけでもないのに欠席しているというふうな書き方をしておりました。他の公務が重なったわけでもない。公務でなければ欠席することはできないんですか。それともその3のほうに、欠席届の正当性がないと判断した場合というふうな書き方がしてあります。正当性というのは、イコール公務というふうな形でしか考えられないということですか。そこの質問です。

だから、いずれにしても、欠席した理由は公務でなければ欠席はできないという解釈ですか。

副議長（成田光一）

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時17分 再開

副議長（成田光一）

会議を再開します。（「次の質問」の声あり）

次の質問をどうぞ。

1番（畠山勝巳）

6番に、聞き取りした内容から不許可とするのに都合の良い部分のみ切り取った上で辞任願の提出を委員に伝えていると、こういうふうな言い方をしております。

具体的な都合の良い部分のみを切り取ったと。具体的にどういうふうな部分を切り取って委員に伝えたというふうに言っているんですか。これもこの具体性を発言してください。

副議長（成田光一）

7番。

7番（児玉儀広）

そのことについては、個人的な会話になりますので、この場での発言は控えさせていただきます。

副議長（成田光一）

1番。

1 番 (畠山勝巳)

その個人的な会話を問責決議の理由にしているんでしょう。個人的な会話じゃないでないじゃないですか、そうだったら。ここにそれを問責の理由にするんだから。それは明らかにするべきじゃないですか。

副 議 長 (成田光一)

暫時休憩します。

午前 11 時 18 分 休 憩

午前 11 時 21 分 再 開

副 議 長 (成田光一)

再開します。

先ほど、7 番、児玉議員からの答弁もありましたけれども、これは辞職願、個人が書いて、議長宛てに出しているわけですので、その内容については個人情報等の関連で、ここで明らかにすることはできないということであります。

いいですか、今の私のあれで、何かありますか。

1 番 (畠山勝巳)

いずれにしても、公職を辞任願をですから、その理由も含めて全体に明らかにして初めて辞任願というのは成立するんじゃないですか。やっぱり議会で任命されてやったんですから、いずれそういうふうにして思いますけれども、これをまずはっきり言って回答はできないということで私は理解します。

質問は以上で終わります。

副 議 長 (成田光一)

質問を終わりましたね。

ほかに質問ありませんか。10 番、清水議員。

10 番 (清水欣也)

児玉議員に質問いたします。

この問責決議の第 5 番を見てください。これはつまり却下は間違っていたと、こういうことですか。

副 議 長 (成田光一)

清水議員、もう一度お願いします。

10 番 (清水欣也)

つまり、議長が不許可の決定をしたと。だから、不許可は間違いであったと、こういう意味ですかとお聞きしています。

副 議 長 (成田光一)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

そのとおりであります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

その理由を教えてください。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7番。

7番 （ 児玉儀広 ）

理由につきましても、個人的な会話になりますので、この場での発言は控えさせていただきます。（「だとすれば、判断がつかないじゃないですか」の声あり）

副 議 長 （ 成田光一 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

これね、間違っているという法的根拠を示さないと、議長の裁量の範囲でなかったということに、大変なことになるんですよ。だから、間違っていたという理由を示さないと、これは大変なことになりますよ、逆にあなたのほうで。法律的根拠があって、これは不許可にしたわけですよ。これは議長の裁量の範囲なんです。だから、それは違うという理由をお知らせください。お聞かせください。裁量権の範囲だと、範囲外だという理由をお知らせください。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7番。

7番 （ 児玉儀広 ）

裁量権のその話については、私個人の話だけでないので、やはりこの場では差し控えさせてもらいます。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

あなたの範囲でもあるわけでしょう。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7番。

7番 （ 児玉儀広 ）

私個人といたしましても、ここでそれを表明することは差し控えたいと思います。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

根拠を示さないで問責決議を提出するということは、どういうことですか。これ大変なことですよ、あなた。一人の人間を問責決議に付すというこ

とは大変なことなんです。それを私、言えません、知り。ここでは言えませんが、それ通用するものですか。一人の人を問責するんですよ、公の場で。それを私は言えませんか、知りませんなんて、そんな言い方できますか。それこそ問責に値しますよ。どうでしょうか。

副議長（成田光一）
休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

副議長（成田光一）
会議を再開します。7番、児玉議員。

7番（児玉儀広）
このとき辞任願を出したときに、ちゃんと自分は説明を委員長に、議長にしたんですが、結果は不許可になったんですが、そのときの心情に寄り添うということがなかったという思いでありますね。（「それは5番の話ですね」の声あり）

副議長（成田光一）
10番。

10番（清水欣也）
私は心情論で捉えているんでないんですよ。法的根拠は何かと聞いているんです。

副議長（成田光一）
傍聴席、私語は慎むようにお願いします。
今の質問、答えられないですか。
休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

副議長（成田光一）
再開します。

質問内容、抽象的な内容で、こちら具体的な内容を答えられない状況が続いていますので、質問内容を変えてください。10番。

10番（清水欣也）
何と、これだば、問責決議を取り消してもらわないと困りますよ。
2番目の問題、懲罰動議が通ったわけですよ。懲罰、大変なものですよ、ね、この懲罰動議というのは。人さ、懲罰を与えたんですよ。それが決まっ

た。懲罰を受けたんですよ、懲罰動議、罰を受けたんですよ。公の場でそれが決まった。大変なペナルティーじゃないですか。さらにこれを追い打ちをかけるペナルティーを与えようとしている。与えようという、これ決議なわけ、決議案なわけですよ。

そこで質問。そのもう懲罰が決まった、法的に決まった、その人にさらに罰を与える根拠というのは何ですか。そういう必要性は何ですか。その法的根拠を教えてください。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

当該議員は出席停止となった旨、本人の口から反省、謝罪などが聞けなかったことと、議長として議員懇談会等を設けるなどして、その場をつくるべきだったと思いました。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10 番。

10 番 （ 清水欣也 ）

その法的根拠を教えてくださいと言っているんですよ。つまり、この人さ罰を与えるというのは、ただ表現だけじゃ駄目なんですよ。ちゃんとこれは条例なり何なり、決めないと駄目なんです。人さ罰を与えるためには。おめさ何もしゃべねがったべと、あれは駄目だって、おらさ来て謝れなんて、これは通用しないんですよ、人さ罰を与えるためには。法令が必要なんです。

そこで聞きます。どこかにその規定が載っているんですか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

暫時休憩します。

午前 11 時 33 分 休 憩

午前 11 時 34 分 再 開

副 議 長 （ 成田光一 ）

再開します。7 番、児玉議員。

7 番 （ 児玉儀広 ）

これは議員間の話で、法的なものではありませんが、この懲罰を受けた本人も議会の中もぎくしゃくした中で、続けていくのはいかがなものかということで、そういう場を設けてもらいたかったということですね。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10 番。

10 番 （ 清水欣也 ）

ぎくしゃくしていないでしょう。ぎくしゃくしていると感じているのはあ

なただけじゃないですか。我々全然ぎくしゃくしていませんよ。そういう問題でないでしょうって、この問題は。これは法的根拠を示さないと、これ逆に大変なことになりますよ。

それから。

副議長（成田光一）

質問を替えますか。（「替えます」の声あり）はい。

10番（清水欣也）

それから、7番目であります。

議員間の運営委員会をきっかけに、議員間の不和が表面化して、なお、これを放置しているって言ってるんですけども、これ法律の問題じゃないですからね、安心して聞いてください。

この議員間の不和が表面化しても、なお放置していると。これ議長が、それでも議長が放置していると言っているんですよ。議員間の不和が表面化しても、なお、議長はこれを放置している。だから駄目だと、問責に値すると言っているわけです。これは問責に値するかという問題もあるんだけど、議員間の不和が表面化しているって、議長がそう考えているということを確認したんですか。議長は、私の知る限り、議長はこのことで何も不和を感じていませんよ。

それからもう一つ、私、議会運営委員長であります。この委員会の話が出てきましたので、申し述べさせていただきます。

私は、議員、委員会でいろんな、ほんと、言ってみればけんか腰までの話になりましたよ。何回も経験しました。ただし、それは考え方の違いで、あるいは政策の考え方の違いで、そうやって議論をしているつもりでいます。何も不和だとは思っていませんよ。議会運営委員長は。加藤議長だって、私の知る限り、何も不和だと考えておりません。それはあなたが不和だと考えているんですよ。

だから、それを不和だと言って、我々に不和だ、不和だ、おめも不和だと思うべし、そんな言い方では通用しませんということであります。

以上、質問を終わります。

副議長（成田光一）

次、質問ありませんか。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

すみません、この7番のところなんですけれども、今の議会運営委員会のところで、そこで何かがあったということらしいんですが、ちょっと私、その内容を詳しく存じ上げておりませんで、どういうことがあったのか、教えていただけますでしょうか。

副議長（成田光一）

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前 11 時 40 分 再 開

副 議 長 （ 成田光一 ）

再開します。7 番、児玉議員。

7 番 （ 児玉儀広 ）

ここにも書いていますが、令和 5 年 12 月 6 日の議会運営委員会で、懇談会をやるかやらないかについて、私もこれは聞いた話なんです、（「聞いた話なのか」の声あり）私、議会運営委員会でないので、その懇談会をやるかやらないかで憤慨したという話を聞いております。

副 議 長 （ 成田光一 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

その懇談会、確かに何かやる、最近話題になっていると思いますけれども、懇談会をやるかやらないかということが、それによって議員間の不和が表面化したという、そういう流れなんですかね。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

そうです。

副 議 長 （ 成田光一 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

そうすれば、児玉議員の主張としては、こういう懇談会をやるかやらないかで憤慨して、議員間の不和が表面化したもの。こういったものを議長の計らいによって何とかその不和を解消することが議長の責任であって、それを果たしていないことが問題だという主張なわけですね。一応ご確認いただけますか。

副 議 長 （ 成田光一 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

そうであります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

じゃ、私の質問を終わります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

10 番、先ほど質問もう終わっていますので、遠慮願います。

ほかに質問はありませんか。9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

今、何人かの質問で分かってきましたけれど、今この問責決議そのものに正当な理由がないということが、この３人の質問でもうはっきりしてきたんじゃないでしょうか。またともに、提案者がまたともに答えられない。そういう問責決議が、これもし可決されるということは、我々三種町の議会としては、非常に恥だというふうに言っても過言ではないというふうに思います。

（「そのとおりだ」の声あり）

この中で私、５番のところ、三種町条例の特別委員会の委員の辞任の件ですけど、これは児玉議員も関わる委員会ですよね。それで、これは特別委員会の議場改修特別委員会、この件だと思うんです。この間で論議してきて、児玉議員は、平賀委員長で論議してきた経緯です。この経緯を言えば、テレビカメラを導入しようというふうなことが、委員の中から提案があって、それで当時平賀委員長がそれを議題にするということをオクケーして、そしてみんな議論をした結果、これは議論していこうと、導入に向けて議論していこうということで決議して、それで委員会のまとめの報告で上げたんですよね。そういう経緯があるんです。児玉議員も一緒です。

それが非常に本人平賀委員とか児玉委員は気に入らなかったようで、委員会を辞任したい、委員長を辞任したい、委員を辞任したいということを申し出たというのが経緯なんです。だから、議長はその申入れに当たらないということ、いろいろ調査した結果、それで許可しなかったんですよ。そういう経緯があるんです。

あの後で、平賀委員長は、そのテレビカメラを導入しようという、委員会として決定してきたのを、その後の委員会では、委員会報告をガラッと変えたんですよ。ここの議題で私は、これは何なんだということを質問した経緯があります。そういうことをやってきたんです、児玉議員も。だから許可しなかった云々というのは、これは皆さんに関わる、皆さんの関わる議題なんですよ。

だから、議長が皆さんから聞き取って、これは許可できないと、議長はそう判断したというのが、これの経緯じゃないですか。これは何がおかしいんですか。何が問題なんですか。全然問題じゃないんじゃないんですか。こういうことが一々、この問責決議の項目にしていると。

今言った、今何人か質問した中でも、もう破綻しているんじゃないですか。この問責決議は取り消してください。

副議長（成田光一）

７番。

７番（児玉儀広）

この問責決議を取り消すことはできません。

副議長（成田光一）

９番。

９番（伊藤千作）

人を問責にするということは大変な、清水欣也議員も言いましたけれど

も、大変なことなんです。それを曖昧な、皆さんの曖昧なこの項目で、これ人を問責するんですか。こういうことが許されますか。ただただ気に入らないからとか、あれを何とかして罰を与えたいとか、そういうことでやられたって困るんですよ、これ。綿密な案件でこういうことは許されないという案件でなければ問責にかけられないですよ。だから、改めて問責、これを取り消してください。

副議長（成田光一）

7番。

7番（児玉儀広）

先ほども申し上げましたが、取り消すことはできません。

副議長（成田光一）

暫時休憩。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

副議長（成田光一）

再開します。

9番議員、今、7番、児玉議員が取り下げないということで、2回答弁しておりますので、これはこの先、同じ答えでしか出てこないと思われます。

（「あと討論でやります」の声あり）

副議長（成田光一）

討論でよろしくをお願いします。

ほかに質問ありませんか。

（なしの声あり）

副議長（成田光一）

ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。9番。

9番（伊藤千作）

この問責決議は、今論議してきた経過でも分かるように、ほとんど全部と言って良いほど問責に値しないような内容が決議として盛り込まれております。これはこれを議決するというふうなことになる、三種町議会としては大変恥ずかしい決定になろうかと思えます。

この議長の動きを、働きを見ていると、何も問責に値する働き、失敗はこの間、してこなかったです。我々見てそう思います。私見てそう思います。全然問責に値しない、この問題を今殊さら大きく問題にしようとしておりますけれど、考えるに、政治的抗争の手段を濫用して当てはめてきているのではないかというふうに思います。

そして、何かさっき9番のところで、何かすごい議員間で不和が表面化し

ているというふうなことなどが言われておりますけれど、私はこの間、皆さん、今問責やられるよとしていらっしゃる方々は、議長選で負けたこととか、あるいは統合中の計画に反対したことが、これの背景にあるのではないかというふうに私は見ております。

要するに、政治的抗争の手段としてこの問責を濫用していると言っても過言ではありません。ですから、これは問責に値しないと、この決議は問責に値しないというふうに思いますので、これには反対であります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

私語を慎んでください。

ほかに賛成討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

副 議 長 （ 成田光一 ）

反対討論はありませんか。 1 1 番。

1 1 番 （ 荒谷要伸 ）

私からは、反対討論を申し上げます。

先ほど来、聞いておりますと、この問責決議案に該当するような事項が見られないということは、先ほどの討論の中で明確であります。加藤議長は今まで議会運営に細心の気配りを持って当たってきました。これからも同じように頑張ってくれると思っております。

議長は就任以来、一貫として平準な議会運営に腐心していると思います。町民が期待するところも、また同じだと思います。詳細不明でも問責決議案が過半数を取ってしまう。考えれば、議会制度、民主主義の根幹を揺るがす問題です。大きな問題だと思います。

そこで、この現状こそが議会運営の最も支障を生じさせると思います。

よって、今回の問責決議案は反対するものであります。

副 議 長 （ 成田光一 ）

賛成の討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

副 議 長 （ 成田光一 ）

討論ないものと認めます。これで討論を終わります。

発議第 1 号「加藤彦次郎議長に対する問責決議について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、この決議に反対とみなします。

この決議に賛成の方の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

副 議 長 （ 成田光一 ）

起立多数。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

加藤彦次郎議員の入場を求めます。

（ 加藤彦二郎議員入場 ）

副 議 長 （ 成田光一 ）

議長と交代します。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年3月三種町議会定例会を閉会します。

午前11時55分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会副議長 成 田 光 一

三種町議会議員 小 澤 高 道

三種町議会議員 堺 谷 直 樹